

条件付一般競争入札説明書

大阪北摂霊園橋梁下部土質及び深礎杭長調査業務委託
一般財団法人大阪府タウン管理財団

入札参加者は、この条件付一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）のほか、入札公告、条件付一般競争入札心得（以下「入札心得」という。）の内容を遵守するとともに、契約書案及び設計図書等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

1 入札説明資料等の交付

入札公告、入札心得、及び入札説明書等入札に参加するために必要となる資料（以下「入札説明資料等」という。）を一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）ホームページに掲載し、交付する。なお、入札公告については、財団事務所にも掲示する。

2 入札説明資料等に対する質問及び回答

（1）質問

①質問期間と回答日

「入札公告」による。

②質問方法

様式第5号にてFAXにより行うこととし、それ以外の方法は認めない。なお、FAXの送信先は、「入札公告」に記載し、公表する。

③質問内容

質問には、入札参加希望者の氏名等が特定できる内容を記入しないこと。なお、記入がある場合は、回答を行わないので注意すること。

（2）回答

全ての入札参加希望者に対しFAXにて行なうと同時に、財団事務所にて縦覧する。回答には、重要事項等が含まれることがあるため、回答の内容を確認すること。なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加希望者が被った損失について、財団は一切の責めを負わない。

3 予定価格等の公表

予定価格及び最低制限価格制度を採用する入札については、最低制限価格を「入札公告」に記載し公表する。

4 入札参加資格

入札参加者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

①入札案件の公告日において、当該年度大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、入札案件毎に公告した入札参加資格を満たす者。

②民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の

再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)でないこと。

③「入札公告」の公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

エ 大阪府又は財団との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者(「入札公告」の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)

5 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

(1) 入札参加資格審査の内容

本入札に参加を希望する者は、「入札公告」に記載されている期間内において、入札参加資格確認申請書(様式第1号)及び以下の添付資料を郵送により提出し、財団の審査を受けなければならない。

①配置予定技術者調書(様式第2号)及び技術者資格証等の写し

②契約(取引)実績等調書(様式第3号)及び当該契約の契約書・仕様書等の写し

③その他、必要と認められるもの

(2) 入札参加資格審査結果の通知

「入札公告」に示す日時で、電話連絡のうえ結果通知書を交付する。なお、入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、その理由について財団に対し説明を求めることができる。

なお、入札参加資格確認審査結果通知書送付用として、392円切手を貼付した封筒(長形3号)を宛先記載のうえ入札参加資格確認申請時に同封すること。

6 設計図書等の交付

(1) 交付期間

「入札公告」による。

(2) 交付方法

財団ホームページに掲載し交付する。

(3) 交付する設計図書等の内容

「入札公告」による。(「入札公告」の「交付書類一覧表」参照)

(4) その他

設計図書等は、本件入札の積算及び見積以外の目的で使用してはならない。

7 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問

①質問期間と回答日

「入札公告」による。

②質問方法

様式第6号にてFAXにより行うこととし、それ以外の方法は認めない。

なお、FAXの送信先は、「入札公告」による。

③質問内容

質問には、入札参加者の氏名等が特定できる内容を記入しないこと。

記入がある場合は、回答を行わないので注意すること。

(2) 回答

全ての入札参加者に対しFAXにて行うと同時に、財団事務所にて縦覧に供する。回答には、重要事項等が含まれることがあるため、回答の内容を必ず確認すること。なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被る損失について、財団は一切の責めを負わない。

8 連絡事項の報告

当該入札の保留、延期又は取り止め若しくはその入札に関する重要事項等が発生した場合は、全ての入札参加者に対し、財団からFAX又は電話連絡等を行う。

9 入札書の提出

入札書（様式第7号）の提出については、次のとおりとする。

(1) 入札日時

「入札公告」による。

(2) 入札場所

「入札公告」による。

(3) 提出方法等

①入札参加者は、入札書を封筒（長形3号）に入れ、入札当日に直接持参すること。この場合において、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第8号）を持参させ、入札当日に財団に提出しなければならない。この場合、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。

②入札参加者又は入札参加者の代理人は、本件入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

③入札書は書換え、引換え又は取消しすることはできないものとする。

④その他詳細は、入札心得によるものとする。

10 入札の辞退

(1) 入札参加者は、入札執行（開札）までの間は、入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合はそれを撤回することができない。

(2) 入札を辞退するときは、入札辞退届（様式第9号）を入札執行（開札）までに提出するものとする。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。

(4) 入札を辞退した者は、当該入札には再度参加することはできない。

11 入札の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札の執行を保留、延期又は取り止め（以下「保留等」と

いう。) する場合があるものとする。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。
- (2) 入札執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
- (3) その他財団が、やむを得ない事由により入札執行を保留等すべきと判断したとき。

12 調査の実施

11(2)により、入札を保留等したときは、必要に応じて入札に係る調査を行う。この場合、入札参加者は必要に応じて調査に協力しなければならない。

13 入札金額

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって請負代金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 入札保証金

入札心得第5条の規定による。

15 開札の日時及び方法

- (1) 開札の日時
「入札公告」による。
- (2) 開札の方法
入札担当者が、受領した入札用封筒を開封し、入札結果を発表する。
開札の立会いは、入札担当者以外の職員が行うものとする。
- (3) 入札会場への入室
入札会場への入室は、原則として入札参加者1名のみとする。

16 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

また、財団より入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札書提出時点において入札参加資格がない者の提出した入札書は無効とする。

なお、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

17 失格

入札心得第12条の規定に該当する者は失格とする。

18 落札者の決定

入札心得第13条の規定により、落札者を決定する。

19 契約手続き等

- (1) 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して10日以内（休日は含まない）に契約書を提出すること。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。
- (2) (1)の期間内に契約書の提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄したものとみなすことがある。
- (3) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が次のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合
 - イ 大阪府又は財団との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた場合
- (4) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた場合又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合は、契約を締結しないものとする。
- (5) (2)～(3)の規定により契約を締結しないときは、契約希望金額の100分の2に相当する金額を違約金として財団に支払わなければならない。この場合、財団は一切責めを負わない。

20 契約保証金

入札心得第15条の規定による。

21 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 入札参加申出書に虚偽の記載を行った者による入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合は、落札決定を取り消す。
- (3) 持参した書類の返却を行わない。